

各県立学校長 殿

教育長

児童・生徒等が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合等の  
学校における当面の対応について（通知）

このことについて、次のとおり県立学校における当面の間の対応（2月26日時点）を取りまとめましたので、適切な対応をお願いします。

1 児童・生徒等が罹患した場合

- (1) 校長は、児童・生徒等に罹患が生じ、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部を休業とする。（学校保健安全法（昭和33年4月10日法律第56号）第20条）休業の決定にあたっては、速やかに保健体育課（保健安全グループ）と協議する。
- (2) (1)の期間については、校長は、状況等を踏まえ、保健所からの要請や、主治医、学校医の意見を聴取の上、保健体育課（保健安全グループ）と協議して決定する。（学校において予防すべき感染症の解説（平成30年3月発行）公益財団法人日本学校保健会）
- (3) 校長は、当該児童・生徒等に対して、治癒するまでの間（他者への感染の恐れがないまでの間）、学校保健安全法（昭和33年4月10日法律第56号）第19条による出席停止の措置を取る。（令和2年2月18日付け文部科学省事務連絡）

2 症状があり罹患の疑いがある場合

- (1) 校長は、児童・生徒等に発熱等の風邪の症状が見られるときは、無理をせずに自宅で休養するよう指導する。（令和2年2月18日付け文部科学省事務連絡）
- (2) 自宅休養した場合の出欠の扱いについては、「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。（令和2年2月18日付け文部科学省事務連絡）
- (3) 校長は、児童・生徒等に次のいずれかの症状がある場合は、保護者に対して「帰国者・接触者相談センター」に相談するよう要請する。（令和2年2月21日付け神奈川県HP）
  - ・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている（解熱剤を飲み続けなければならない時を含む。）

・強いたるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。

なお、センター相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」を紹介する。

- (4) 児童・生徒等が濃厚接触者に特定された場合の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とする。（令和2年2月25日付け文部科学省事務連絡）
- (5) 児童・生徒等が濃厚接触者に特定された場合は、保健体育課（保健安全グループ）に速やかに報告する。（令和2年2月25日付け文部科学省事務連絡）

### 3 症状がないが罹患の疑いがある場合

- (1) 校長は、本人又は保護者との連絡を密にし、外出を控え、自宅に滞在させる。（令和2年2月13日文部科学省事務連絡）
- (2) 校長は、児童・生徒等の保護者に対して、すみやかに「神奈川県新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル又は市町村が設置している相談窓口」に相談するよう要請する。
- (3) 校長は、罹患している疑いがある、又は罹患している恐れのある児童・生徒等に対して、治癒するまでの間（他者への感染の恐れがないまでの間）、学校保健安全法第19条による出席停止の措置を取る。
- (4) 症状が出現した場合及び濃厚接触者に特定された場合には、2のとおりとする。

問合せ先

保健体育課 保健安全グループ 赤澤、利波  
電話 (045)210-8309 (直通)